

# 令和3年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

2紀総務発第331001号  
令和3年2月25日

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

紀の川市長 中 村 慎 司

## 議案の送付について

令和3年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

### 記

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和2年度紀の川市一般会計補正予算(第9号))

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 教育委員会委員の任命について

議案第2号 紀の川市青洲の里農産物直売所条例の制定について

議案第3号 紀の川市就業改善センター条例の廃止について

議案第4号 紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 紀の川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第7号 紀の川市介護保険条例及び紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第8号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について

議案第9号 紀の川市都市公園条例の一部改正について

議案第10号 令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について

議案第11号 令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第12号 令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第13号 令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議案第14号 令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第15号 令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について

議案第16号 令和2年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第17号 令和3年度紀の川市一般会計予算について

議案第18号 令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第19号 令和3年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第20号 令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第21号 令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第22号 令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第23号 令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第24号 令和3年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第25号 令和3年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第26号 令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

議案第27号 令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第28号 令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第29号 令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第30号 令和3年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第31号 令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第32号 令和3年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第33号 令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第34号 令和3年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第35号 令和3年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第36号 令和3年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第37号 令和3年度紀の川市下水道事業会計予算について

議案第38号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

議案第40号 那賀5町新市建設計画の変更について

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

## 専 決 处 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年度  
紀の川市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月25日

紀の川市長 中 村 慎 司



## 諮問第1号

### 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

#### 記

住 所 紀の川市桃山町神田189番地

氏 名 西川宏平

昭和22年2月19日生

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

#### 提案理由

人権擁護委員が、令和3年6月30日任期満了となることに伴い、西川宏平君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町前田631番地12

氏 名 み くに かず み  
三 國 和 美

昭和31年12月24日生

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

人権擁護委員が、令和3年6月30日任期満了となることに伴い、三國和美君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町井ノ口922番地6

氏 名 上 中 史 子

昭和33年3月13日生

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

上中史子君を紀の川市教育委員会委員に任命するため。

議案第2号

紀の川市青洲の里農産物直売所条例の制定について

紀の川市青洲の里農産物直売所条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市青洲の里農産物直売所の設置に伴い必要な事項を定めるため。

# 紀の川市青洲の里農産物直売所条例

令和 年 月 日  
条例第 号

## (設置)

第1条 本市の農産物等の消費拡大を図るとともに、生産者と消費者の交流の機会を創出し、農林業の振興と地域の活性化を図るため、紀の川市青洲の里農産物直売所（以下「直売施設」という。）を設置する。

## (名称及び位置)

第2条 直売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紀の川市青洲の里農産物直売所	紀の川市西野山478番地1

2 直売施設に含まれる施設は、次のとおりとする。

- (1) 農産物直売所
- (2) 便所・休憩所

## (指定管理者による管理)

第3条 直売施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

## (指定管理者の指定の手続等)

第4条 指定管理者の指定の手続等については、紀の川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18年紀の川市条例第35号）によるものとする。

## (指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 直売施設の使用の許可に関する業務
- (2) 直売施設の使用に係る料金の收受に関する業務
- (3) 直売施設の運営に関する業務
- (4) 直売施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## (利用料金等)

第6条 市長が、第3条の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、直売施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、前条第2号に規定する使用に係る料金を利用料金として指定管理者に納めなければならない。この場合において、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第13条及び

第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により納付された利用料金を地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入として收受させるものとする。この場合において、当該利用料金の額は、第13条に規定する金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときも同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。

(開館時間)

第7条 直売施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 第3条の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月2日までの日

- 2 第3条の規定により直売施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、必要があると認めるときは、前項本文の規定にかかわらず、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用の許可)

第9条 農産物直売所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 直売施設を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、直売施設の管理上支障があると認められるとき。
- 3 市長は、第1項の許可を与える場合において、直売施設の管理運営上必要があると認めるときは、使用者にその使用について条件を付すことができる。

(使用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又

は取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、許可を受けた目的に違反したとき。
- (2) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他やむを得ない事由があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、直売施設の管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第6号に該当する場合は、この限りでない。

(使用者の禁止事項)

第11条 使用者は、直売施設の使用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

- (1) 農産物直売所の使用の許可の権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (2) 直売施設を模様替え、改装等により原状に変更を加えること。
- (3) 直売施設の内外を不潔にし、又は乱雑にして美観を損ねること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて禁止したこと。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第10条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第13条 使用者は、直売施設の使用に係る料金（以下「使用料」という。）として直売施設で販売した総売上額（消費税及び地方消費税を含む。）に100分の30を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 市長は、特に必要と認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第15条 既に納入された使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(報告及び調査)

第16条 市長は、直売施設の管理上必要な限度において、使用者に対し必要な事項の

報告を求め、又は職員に使用者の業務の状況を調査させることができる。

(損害賠償義務)

第17条 使用者は、故意又は過失により直売施設を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、当該賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第3号

紀の川市就業改善センター条例の廃止について

紀の川市就業改善センター条例（平成17年紀の川市条例第165号）を別紙のとおり廃止するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市就業改善センターを廃止するため。

紀の川市就業改善センター条例を廃止する条例

令和　年　月　日  
条例第　号

紀の川市就業改善センター条例（平成17年紀の川市条例第165号）は、廃止する。

附 則（令和　年　月　日条例第　号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第4号

紀の川市職員の給与に関する条例の一部改正について

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

理事の設置に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

紀の川市職員の給与に関する条例（平成17年紀の川市条例第49号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
別表第3（第10条関係）					別表第3（第10条関係）
等級別基準職務表 給料表（一）					等級別基準職務表 給料表（一）
職務の級	職務の内容	職務の内容	職務の級	職務の内容	職務の内容
略	略	略	略	略	略
6級	略	略	6級	略	略
7級	次長、部長、室長、審議監及び技監の職務	次長、部長、室長、審議監及び技監の職務	7級	次長、部長、室長、審議監、技監及び理事の職務	次長、部長、室長、審議監、技監及び理事の職務
技能労務職等級別基準職務表 給料表（二）					技能労務職等級別基準職務表 給料表（二）
表 略					表 略

附 則（令和 年 月 日 条例第 号）  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第5号

紀の川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

国民健康保険事業費納付金の確定等に伴う税率の改正及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が施行されたこと等に伴う改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(紀の川市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
				(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	
第3条	前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の8.</u> <u>30</u> を乗じて算定する。	第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.</u> <u>90</u> を乗じて算定する。		2 略	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	
第5条	第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,</u> <u>400</u> 円とする。	第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,</u> <u>300</u> 円とする。		(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)	
第5条の2	第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。		(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8	(1) 特定同一世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8	

改 正 前	改 正	正	後
<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>20,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,150円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,225円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>20,200円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,100円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>15,150円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。</p>

改	正	前	改	正	後
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)		第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,400円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u>		(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u>	(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,300円</u>	
(2) 特定世帯 <u>3,200円</u>	(2) 特定世帯 <u>3,150円</u>		(2) 特定世帯 <u>3,150円</u>	(2) 特定世帯 <u>3,150円</u>	
(3) 特定継続世帯 <u>4,800円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>4,725円</u>		(3) 特定継続世帯 <u>4,725円</u>	(3) 特定継続世帯 <u>4,725円</u>	
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)		第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.60</u> を乗じて算定する。	第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.30</u> を乗じて算定する。	
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)		第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>10,900円</u> とする。	第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について <u>10,000円</u> とする。	
(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)	(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)		第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,700円</u> とする。	第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>5,300円</u> とする。	
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)		第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額	第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>63万円</u> を超える場合には、 <u>63万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額	

改 正 前	改 正 後
<p>して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円</p>	<p>して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額から才及び力に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する公的年金等に係る所得金額に係る所得にについて同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険</p>

	改 正	前	改 正	後
者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について て <u>19,180円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,210円</u>	者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について て <u>19,110円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>14,140円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯 <u>7,070円</u>
(イ) 特定世帯 <u>7,105円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>10,658円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,020円</u>	(イ) 特定世帯 <u>7,050円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,950円</u>	(イ) 特定世帯 <u>7,050円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,480円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,240円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,360円</u>	オ 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 ) 1人について <u>7,630円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,990円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,410円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,205円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,308円</u>	オ 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する被保険者均等割額 ) 1人について <u>7,000円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,710円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,410円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,205円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,308円</u>

改 正 前	改 正 後
合算額が、 <u>33万円</u>	合算額が、 <u>43万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、 <u>43万円</u> に当該給与所得者等の数から1を減じた数に <u>10万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>285,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）
_____に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>285,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保險者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,700円</u>
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保險者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,700円</u>	イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,150円</u>
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,200円</u>	田 (イ) 特定世帯 <u>5,050円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>7,575円</u>
	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保險者（第1条第2項）に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,300円</u>
	エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,150円</u>

	改 正 前	改 正 後
(イ) 特定世帯	<u>1, 600円</u>	(イ) 特定世帯 <u>1, 575円</u>
(ウ) 特定継続世帯	<u>2, 400円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 363円</u>
才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5, 450円</u>		才 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5, 000円</u>
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 850円</u>		カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2, 650円</u>
(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>330円</u>		(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>430円</u> (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、 <u>430円</u> に当該給与所得者等の数から1を減じた数に <u>10万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>52万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。 )
ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5, 480円</u>		ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。 ) 1人について <u>5, 460円</u>
イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額		イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	<u>4, 060円</u>	(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 040円</u>
(イ) 特定世帯	<u>2, 030円</u>	(イ) 特定世帯 <u>2, 020円</u>
(ウ) 特定継続世帯	<u>3, 045円</u>	(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 030円</u>

	改 正 前	改 正	後
ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,720円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,700円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,260円</u>	ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,260円</u>
エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額			
(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,280円</u>		(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,260円</u>	
(イ) 特定世帯 <u>640円</u>		(イ) 特定世帯 <u>630円</u>	
(ウ) 特定継続世帯 <u>960円</u>		(ウ) 特定継続世帯 <u>945円</u>	
オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,180円</u>		オ 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,000円</u>	
カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,140円</u>		カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,060円</u>	
(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)		(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)	
第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の	第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の		

改 正 前	改 正 後
<p>30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。</p>	<p>30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」及び「山林所得金額」とする。</p>
<p>附 則</p> <p>1～6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第35号)第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同項中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法(昭和40年法律第35号)第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」及び「山林所得金額」とする。</p>

改	正	前	改	正	後
8 略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	8 略 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)		9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これららの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除了した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これららの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除了した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これららの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除了した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の	10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の		10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の	10 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の	

改	正	前	改	正	後
譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項」又は第36条とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	11～19 略	譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項」又は第36条とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。	11～19 略	改	正
(紀)川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正 第2条 紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成31年紀の川市条例第8号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。	1 略	附 則(平成31年3月26日条例第8号)	1 略 (適用区分)	附 則(平成31年3月26日条例第8号)	改
1 略	2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	1 略 (適用区分)	2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、 <u>令和元年度</u> 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	正	後

	改	正	前	改	正	後
1 附 則 (平成31年3月31日条例第20号) 略 (適用区分)			附 則 (平成31年3月31日条例第20号)	1 略 (適用区分)	2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	

- 附 則  
(施行期日)  
(適用区分)
- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
  - 2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ただし、改正後の紀の川市国民健康保険税条例附則第9項及び第10項の規定は、令和3年1月1日から適用する。

議案第6号

紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
年 月 条例第 号

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 前	正 後
附 則	附 則
1～4 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)	1～4 略 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)  5 紿与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができない日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に

改	正	前	改	正	後
就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。 6～10 略		就くことを予定していた日にについて、傷病手当金を支給する。 6～10 略			

附 則（令和 年 月 日条例第 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第7号

紀の川市介護保険条例及び紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例の  
一部を改正する条例の制定について

紀の川市介護保険条例及び紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

第8期紀の川市介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの保険料  
率の改定等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市介護保険条例及び紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
令和 年 月 条例第 号

(紀の川市介護保険条例の一部改正)

第1条 紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

	改	正	前	改	正	後
(保険料率)				(保険料率)		
第6条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。				第6条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。		
(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>40,000円</u>			(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者	<u>39,000円</u>	
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	<u>56,000円</u>			(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	<u>54,600円</u>	
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	<u>60,000円</u>			(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	<u>58,500円</u>	
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	<u>72,000円</u>			(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	<u>70,200円</u>	
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	<u>80,000円</u>			(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	<u>78,000円</u>	
(6) 次のいずれかに該当する者	<u>93,600円</u>			(6) 次のいずれかに該当する者	<u>91,300円</u>	
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条				ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条		

改	正	前	改	正	後
の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項	又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額	する。以下この項において同じ。) が 1 2 0 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同一のいずれにも該当しないものの	イ 略	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>1 0 9, 6 0 0 円</u> ア 合計所得金額が 1 2 0 万円以上 <u>2 0 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>1 0 9, 6 0 0 円</u>	ア 合計所得金額が 1 2 0 万円以上 <u>2 0 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	イ 略	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>1 0 5, 3 0 0 円</u> ア 合計所得金額が 1 2 0 万円以上 <u>2 1 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	イ 略	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>1 2 0, 9 0 0 円</u> ア 合計所得金額が <u>2 1 0 万円以上</u> <u>3 2 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>1 2 8, 0 0 0 円</u>	ア 合計所得金額が <u>2 0 0 万円以上</u> <u>3 0 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	イ 略	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>1 2 0, 9 0 0 円</u> ア 合計所得金額が <u>2 1 0 万円以上</u> <u>3 2 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	イ 略	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>1 4 4, 0 0 0 円</u> ア 合計所得金額が <u>3 0 0 万円以上</u> <u>5 0 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>1 7 6, 0 0 0 円</u>	イ 略	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>1 6 7, 7 0 0 円</u>	イ 略	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>1 3 6, 5 0 0 円</u> ア 合計所得金額が <u>3 2 0 万円以上</u> <u>5 0 0 万円未満</u> であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>1 6 7, 7 0 0 円</u>

改 正 前	改 正	後
ア・イ 略	ア・イ 略	(11) 前各号のいづれにも該当しない者 <u>208,000円</u>
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>24,000円</u> とする。		2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和3年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>23,400円</u> とする。
3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>24,000円</u> 」とあるのは、「 <u>36,000円</u> 」と読み替えるものとする。		3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>23,400円</u> 」とあるのは、「 <u>35,100円</u> 」と読み替えるものとする。
4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>24,000円</u> 」とあるのは、「 <u>56,000円</u> 」と読み替えるものとする。		4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額試課に係る令和3年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「 <u>23,400円</u> 」とあるのは、「 <u>54,600円</u> 」と読み替えるものとする。
	附 則	1～16 略 (新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)
	17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。	17 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。

改 正 前	改 正 後
<p>以下この項において同じ。) が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する「新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」により、第1号被保険者の属する世帯の生計を立て維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略 (新設)</p>	<p>以下この項において同じ。) が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第13条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を立て維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) 略 (令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得稅法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第6</p>

改 正 前	改 正 後				
	<p>第一条（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によつて計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によつて計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>20 第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p>				
	<p>（紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>第2条 紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年紀の川市条例第21号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改 正 前</th> <th>改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附 則（平成31年3月31日条例第21号）</td><td>附 則（平成31年3月31日条例第21号）</td></tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	附 則（平成31年3月31日条例第21号）	附 則（平成31年3月31日条例第21号）
改 正 前	改 正 後				
附 則（平成31年3月31日条例第21号）	附 則（平成31年3月31日条例第21号）				

改 正 前	改 正 後
(経過措置)  第2条 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、 <u>平成31年度分</u> の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	(経過措置)  第2条 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、 <u>令和元年度分</u> の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中附則第17項第1号の改正は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第8号

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例（平成30年紀の川市条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

放課後児童健全育成施設「太陽の子」移転に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例

令和　年　月　日  
号　　条例第

紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例（平成30年紀の川市条例第12号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(名称及び位置)					
第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	位置	名称	位置	名称	位置
てのひら	略	てのひら	略	てのひら	略
太陽の子	紀の川市打田 <u>1491番地</u>	太陽の子	紀の川市打田 <u>1406番地</u> 5	太陽の子	紀の川市打田 <u>1406番地</u> 5
略	略	略	略	略	略

附 則 (令和　年　月　日条例第　号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第9号

紀の川市都市公園条例の一部改正について

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

紀の川市民公園に指定管理者制度を導入するため。

## 紀の川市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
条例第 号

紀の川市都市公園条例（平成18年紀の川市条例第28号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改	正	前	改	正	後
(監督处分) 第17条 略 (新設)	(監督处分) 第17条 略 (新設)		<p><u>第17条の2 別表第1に掲げる有料施設のうち紀の川市民公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</u></p> <p><u>3 指定管理者に紀の川市民公園の管理を行わせない場合は、市長が管理する。</u></p> <p><u>4 紀の川市民公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条第2項の規定にかかわらず、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、紀の川市民公園の供用日を変更し、若しくは別に定め、又は供用時間を変更することができる。</u></p>		

改	正	前	改	正	後
(新設)			(指定管理者が行う業務)		
			<u>第17条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u>		
			(1) 紀の川市民公園の有料施設の使用の許可に関する業務		
			(2) 紀の川市民公園の使用に係る料金の収受に関する業務		
			(3) 紀の川市民公園の維持管理に関する業務		
			(4) 前3号に掲げるもののほか、市長のみの権限に属する業務を除く業務		
			(利用料金制)		
			<u>第17条の4 市長が、第17条の2の規定により紀の川市民公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、紀の川市民公園の使用者は、前条第2号に規定する使用に係る料金を利用料金として指定管理者に納めなければならない。この場合において、第9条の規定の適用については同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条の規定については同条中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、「市」とあるのは「市及び指定管理者」とする。</u>		
			<u>2 市長は、前項の規定により納付された利用料金を、地方自治法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させるものとする。</u>		
			<u>3 利用料金の額は、第13条に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。その額を変更するときはも同様とする。</u>		
			<u>4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直</u>		

		改	正	前		改	正	後								
					ちに公表するとともに、紀の川市民公園において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。											
<u>5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免又は還付することができる。</u>																
別表第2 (第13条関係)																
1 法第5条に規定する公園施設の設置又は管理に係る使用料																
1 種類	単位、期間及び使用料		単位		単位		単位									
公園施設を設置又は管理する場合	1平方メートル1年につき8,572円を超えない範囲内において、その都度市長が定める。		(1) 次号以外の場合		1平方メートル1年につき		8,572円を超えない範囲内において、その都度市長が定める。									
2 自動販売機1台を設置する場合	(2) 自動販売機1台を設置する場合		1平方メートル未満1月につき		3,000円		1平方メートル以上1月につき									
2・3 略																
4 有料施設の使用料																
(1)・(2) 略																
(3) 紀の川市民公園																
ア 紀の川市民体育館の使用料																
1 種別	区分		単位		使用料		単位									
メインアリーナ	3分の1面		1時間		紀の川市内		1時間									
					800円		紀の川市外									
							800円									
							紀の川市外									
					3分の1面		1,600円									

		改		正		前		改		正		後	
全面	1時間	紀の川市外	1,600円					専用使用 (全面)	1時間	紀の川市内	2,400円		
サブアリーナ	全面	紀の川市内	2,400円					個人使用	1時間	紀の川市外	4,800円		
ランニングコース		紀の川市外	4,800円					サブアリーナ	専用使用	1時間	紀の川市内	2,00円	
多目的室	1室	紀の川市内	800円					個人使用	1時間	紀の川市外	400円		
略	略	紀の川市外	1,600円					ランニングコース	個人使用	1時間	紀の川市内	800円	
								多目的室	個人使用	1時間	紀の川市外	1,600円	
								略	略	略	紀の川市内	200円	
									略	略	紀の川市外	400円	

イヘク 略

(4) 略

備考 (新設)

1～7 略

8 自動販売機の電源は、独自に設置するものとする。ただし、施設の電源を使用するときは、設置する自動販売機の消費電力等により電気料金の実費相当額を徴収する。

9 自動販売機の電源の設置又は施設の電源から自動販売機までの配線若しくは改修等の費用は、設置者の負担とする。

附 則 (令和<sup>年</sup>月<sup>日</sup>条例第<sup>号</sup>)  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第2第4項の改正は、令和4年4月1日から施行する。

議案第10号

令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市一般会計補正予算（第10号）について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第11号

令和2年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度  
紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求  
める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第12号

令和2年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）  
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度  
紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の  
議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第13号

令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第14号

令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第15号

令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第16号

令和2年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

令和3年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第19号

令和3年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第20号

令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第21号

令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第22号

令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第23号

令和3年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度  
紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第24号

令和3年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市池田財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第25号

令和3年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市田中財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第26号

令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第27号

令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第28号

令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第30号

令和3年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市静川財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第31号

令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第32号

令和3年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市調月財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第33号

令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

令和3年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和3年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第35号

令和3年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

令和3年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第37号

令和3年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和3年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

## 議案第38号

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

#### 提案理由

令和2年第2回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市中鞆湊辺地総合整備計画について、事業期間及び事業費等を変更するため。

## 総合整備計画書

(第2次変更)

和歌山県紀の川市中鞆渕辺地

(辺地の人口 156人、面積9.6km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

紀の川市中鞆渕

(2) 地域の中心の位置

紀の川市中鞆渕5番地

(3) 辺地度点数

121点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該地域は市の南東部に位置し、竜門山を越え真国川に沿った帯状の盆地を山並みで囲まれている山村であり、平地に乏しく地域のほとんどが山地で、耕地は川沿いの水田と丘陵地帯に果樹園が点在している。

(2) 住民の日常生活の現状

当該地域から市役所まで30.8kmと遠距離に位置し、地域の中央部を県道かつらぎ桃山線が東西に通じている。住民の生活用水は、公共の上水道を利用していいる。

(3) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地における市役所出張所及び地元消防団詰所等消防施設は、真国川増水時に孤立するおそれがあり、庁舎の機能確保のため、移築が必要となっている。

また、診療所についても、新耐震基準を満たしておらず、今後の医療体制を確保していくためにも改修が必要となる。

上記の整備を行うにあたり、複合化を行うことで、行政機能のワンストップ化による利便性の向上や整備、維持管理のコストの抑制を図れるため、上記の3施設の機能を備えた複合施設として整備を行う。

加えて診療所の医療機器も耐用年数を経過しているため、当該辺地医療体制を充実させる観点からも、新たに医療機器を購入し整備を行う。

### 3 公共施設の整備計画

(変更後)

令和元年度から令和7年度の7年間

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		特定 財源	一般 財源	
事業主体名				
施設名				
公共施設等再編事業	紀の川市	670,564	301,948	368,616
合計		670,564	301,948	368,616
				274,100

※同事業において辺地対策事業債の予定額は、消防施設及び診療所にかかる建築経費及び医療器具購入にかかる経費を対象に算出。

(変更前)

令和元年度から令和4年度の4年間

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
		特定 財源	一般 財源	
事業主体名				
施設名				
公共施設等再編事業	紀の川市	423,031	228,548	194,483
合計		423,031	228,548	194,483
				130,900

※同事業において辺地対策事業債の予定額は、消防施設及び診療所にかかる建築経費及び医療器具購入にかかる経費を対象に算出。

## 議案第39号

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

#### 提案理由

令和2年第1回紀の川市議会定例会で議決を得ました紀の川市東部辺地総合整備計画について、事業費等を変更するため。

## 総合整備計画書

(第1次変更)

和歌山県紀の川市東部辺地

(辺地の人口 79人、面積 9.6 km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

紀の川市桃山町中畑、垣内、峯

(2) 地域の中心の位置

紀の川市桃山町中畑107番地

(3) 辺地度点数

242点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該地域は市の南東部に位置し、竜門山を越え真国川に沿った帯状の盆地を山並みで囲まれている山村であり、平地に乏しく地域のほとんどが山地で、耕地は川沿いの水田と丘陵地帯に果樹園が点在している。

当該地域から市役所まで34.2kmと遠距離に位置し、県道高野口野上線が東西に、県道垣内貴志川線が南北に通じている。

(2) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地に所在する細野渓流キャンプ場施設は、遠方からの来客者やリピーターの増加で利用者が年間1万人を超える地域の観光シンボルであるが、施設内にある管理棟は老朽化に加え事務所スペースが狭隘で、また、けが人や体調の優れない人のための休憩スペースが確保されていない状況である。

このため、利用者により快適に、安心して施設を利用してもらうことで、交流人口の増加や地域の活性化に繋げたいことから、当該管理棟の建替えが必要である。

### 3 公共施設の整備計画

(変更後)

令和2年度から令和3年度までの2年間

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
		特 定 財 源	一 般 財 源	
事業主体名				
施設名				
細野渓流キャンプ場 管理棟改築事業	紀 の 川 市	43,696	5,357	38,339
合計		43,696	5,357	38,339
				36,800

(変更前)

令和2年度から令和3年度までの2年間

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
		特 定 財 源	一 般 財 源	
事業主体名				
施設名				
細野渓流キャンプ場 管理棟改築事業	紀 の 川 市	33,973	5,000	28,973
合計		33,973	5,000	28,973
				28,900

議案第40号

那賀5町新市建設設計画の変更について

那賀5町新市建設設計画を別紙のとおり変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月25日提出

紀の川市長 中村慎司

提案理由

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号）が施行され、合併特例債を発行することができる期間が再延長されたことに伴い、那賀5町新市建設設計画を変更するため。

## 那賀5町新市建設設計画の変更について

令和 年 月 日

那賀5町新市建設設計画の一部を次のように変更する。なお、変更部分は、次の表中下線の部分である。

前	更	変	後
<b>【表紙】</b> 那賀5町合併協議会 紀の川市（平成27年3月変更）	<b>【表紙】</b> 那賀5町合併協議会 紀の川市（令和3年3月変更）	<b>【8ページ】</b> (2) 計画の構成と期間 ①構 成 省略 ②期 間	<b>【8ページ】</b> (2) 計画の構成と期間 ①構 成 省略 ②期 間
この計画の期間は、合併初年度から平成32年度までとします。	この計画の期間は、合併初年度から令和7年度までとします。	<b>【20ページ】</b> 過去の出生率・生残率・社会移動率などの傾向を将来にあてはめたコーホート要因法という手法を適用して計算した結果、 <u>2015年（平成27年）</u> の5町合計人口は <u>70,391人</u> となります。	<b>【20ページ】</b> 過去の出生率・生残率・社会移動率などの傾向を将来にあてはめたコーホート要因法という手法を適用して計算した結果、 <u>2025年（令和7年）</u> の5町合計人口は <u>55,593人</u> となります。

変 更 前			変 更 後		
0 0 0 世帯 (1世帯あたり3.0人) とします。			【5.1ページ】		
<b>【5.1ページ】</b> 1 基本的な考え方 新市における財政計画として、 <u>平成17年度から平成32年度までの16年間</u> について、歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで作成しています。(以下、省略)			<b>【5.1ページ】</b> 1 基本的な考え方 新市における財政計画として、 <u>平成17年度から令和7年度までの21年間</u> について、歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで作成しています。(以下、省略)		
<b>【奥付】</b> <u>平成27年3月</u> 変 更 紀の川市			<b>【奥付】</b> <u>令和3年3月</u> 変 更 紀の川市		
〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 TEL (0736) 77-2511 FAX (0736) 77-4910 ホームページ: <a href="http://www.city.kinokawa.lg.jp/">http://www.city.kinokawa.lg.jp/</a>			〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 TEL (0736) 77-2511 FAX (0736) 77-4910 ホームページ: <a href="http://www.city.kinokawa.lg.jp/">http://www.city.kinokawa.lg.jp/</a>		

【5.3ページ】2 財政計画の表を次のように変更する。

【歳入】

(単位：百万円)

	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
地方税	6,433	6,435	6,993	7,098	6,995	6,871	6,865	6,666	6,596	6,585	6,500	6,398	6,500	6,646	6,609	6,720	6,559
地方譲与税	598	814	321	308	298	288	281	265	263	251	264	261	261	266	266	276	289
交付金等	1,080	1,015	912	883	847	838	796	733	736	867	1,334	1,146	1,266	1,302	1,331	1,471	
地方交付税	7,976	8,487	7,908	8,664	9,142	10,393	10,599	10,701	10,862	10,875	11,283	11,152	10,982	11,000	10,886	10,441	
分担金・負担金	137	163	176	184	216	241	228	273	271	295	376	311	261	253	231	309	
使用料・手数料	514	556	561	542	509	479	471	444	410	404	398	374	396	383	309	411	
国・県支出金	3,223	3,808	3,304	3,397	8,232	4,672	4,788	4,504	5,192	6,454	5,760	5,308	5,077	5,445	5,771	13,018	
繰入金	4,106	331	335	393	543	294	385	2,030	816	807	429	1,694	1,812	616	690	830	
その他財源	1,263	982	3,010	2,893	2,861	3,021	2,956	2,894	2,817	2,567	1,958	1,365	1,951	1,249	1,889	2,172	
地方債	5,353	4,634	3,817	2,568	5,205	3,185	5,178	4,962	4,335	5,226	4,244	2,461	2,601	2,992	3,165	2,231	
うち合併特例債	1,258	2,795	2,920	1,728	3,913	1,234	3,841	2,867	2,140	3,965	3,059	1,472	1,546	1,778	2,105	1,242	
歳入合計	30,683	27,226	27,336	26,930	34,849	30,283	32,548	33,472	32,348	34,331	32,444	30,572	31,253	30,115	31,268	37,731	

## 【歳 入】

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地方税	6,488	6,521	6,523	6,408	6,437
地方譲与税	289	293	293	298	298
交付金等	1,454	1,454	1,454	1,454	1,454
地方交付税	9,970	9,455	9,241	9,269	9,125
分担金・負担金	309	309	309	309	309
使用料・手数料	411	434	434	434	434
国・県支出金	4,894	4,887	4,841	5,080	5,285
繰入金	1,261	649	794	1,295	773
その他財源	1,519	1,480	1,417	1,410	1,422
地方債	2,299	1,613	1,422	998	932
うち合併特債	400	441	237	31	31
歳入合計	28,894	27,095	26,728	26,955	26,469

(注)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。  
 (注)平成17年度から令和元年度の各数值については決算額を記載しております。

**【歳出】**

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
人件費	5,765	5,234	5,235	5,113	5,004	4,919	4,750	4,543	4,700	4,604	4,516	4,343	4,255	4,198	5,054	
扶助費	2,046	2,839	2,952	2,913	3,048	3,984	4,287	4,377	4,623	4,969	5,059	5,288	5,368	5,276	5,467	5,680
公債費	3,050	3,192	3,317	3,615	3,657	4,371	4,277	4,630	5,098	4,813	4,820	5,718	5,919	4,249	4,080	3,682
物件費	4,202	3,431	3,181	2,900	3,100	3,055	3,424	3,056	3,070	3,280	3,250	3,463	3,236	3,436	3,874	3,796
維持補修費	258	210	189	154	227	263	180	144	152	180	194	157	194	213	267	164
補助費等	3,450	2,676	2,823	3,009	4,476	3,266	3,837	3,107	3,892	4,512	4,116	3,248	2,961	2,951	3,202	10,129
繰出金	2,180	2,063	2,161	2,300	2,532	2,635	2,615	2,791	2,925	3,071	3,464	3,648	3,477	3,480	3,580	3,875
積立金	2,288	2,143	1,797	1,329	1,020	1,679	466	455	643	524	601	634	2,274	1,421	1,104	1,007
繰入金	36	0	1,800	1,805	1,800	1,800	1,700	1,600	1,412	1,217	819	529	40	190	110	282
投資的経費	6,729	4,603	3,194	3,107	9,188	3,425	6,022	7,523	4,989	6,377	4,695	2,714	2,630	3,658	4,027	3,417
歳出合計	30,004	26,390	26,648	26,244	34,051	29,398	31,727	32,432	31,347	33,643	31,622	29,915	30,442	29,129	29,909	37,086

**【基金】**

(単位：百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
基金残高	6,308	8,314	9,845	10,877	11,415	12,824	12,924	11,354	11,252	10,991	11,206	10,149	10,824	11,663	12,165	12,347

## 【歳出】

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
人件費	5,072	5,039	5,051	5,037	5,009
扶助費	5,728	5,781	5,837	5,897	5,961
公債費	3,330	2,892	2,674	2,511	2,328
物件費	3,031	2,666	2,648	2,613	2,621
維持補修費	127	127	127	127	127
補助費等	3,212	3,059	3,111	3,249	3,215
繰出金	3,730	3,771	3,811	3,869	3,943
積立金	428	411	283	280	285
繰入金(出資料金)	152	158	159	152	130
投資的経費	3,472	2,637	2,479	2,661	2,306
歳出合計	28,282	26,541	26,180	26,396	25,925

## 【基 金】

(単位：百万円)

区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
基金残高	11,519	11,286	10,780	9,770	9,287

(注)各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(注)平成17年度から令和元年度の各数値については決算額を記載しております。